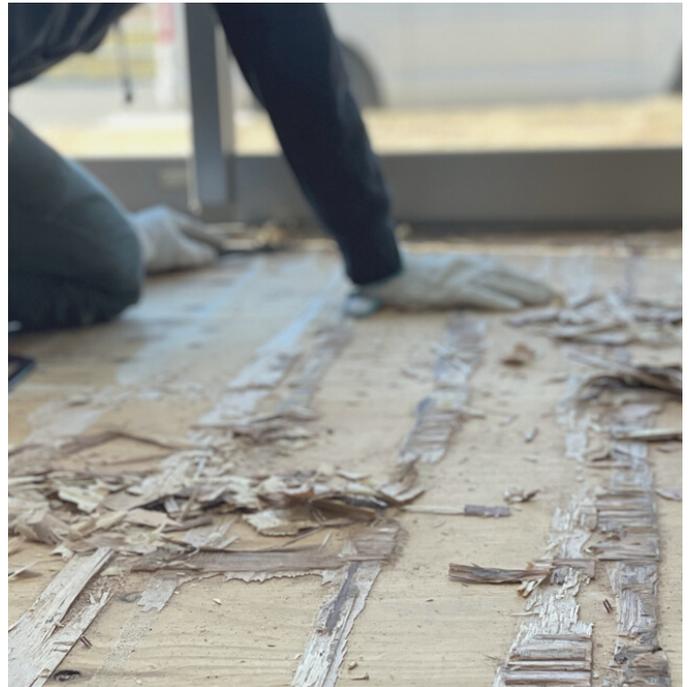


アクアホームNEWS

月に1回住宅や解体工事、産業廃棄物処理に関するニュースをお届けいたします。

発行元 株式会社アクアホーム 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 0422-27-6279



解体工事着工件数について

国土交通省発行データより

毎月、3ヶ月遅れではありますが、国土交通省より都道府県別の解体工事件数が発表されています。令和3年9月期は全国で9,166件(前年8,802件)で、前年対比は104%となっております。 ※災害による解体を除く

築浅物件の内装解体について

自社施工経験より

12月にフローリングの張替えに伴う内装解体工事を施工致しました。築4年の住宅ですが、最近の接着剤はとても強力で下地の撤去に時間を擁しますので、ぜひご参考ください。

事前調査編

**建築物等の解体・リフォーム時には
アスベスト含有建材の事前調査
及び調査結果の報告が必要です!**

事前調査の対象

- 建物時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム(改築・補修)工事を行う際は、アスベスト含有建材の有無を調査(事前調査)する必要があります。
- ※ 建築物等の解体等工事事業等に依頼しないで、自ら施工する場合も含まれます。
- 事前調査では、アスベスト含有建材(特定建築材料)の含有石綿(レベル1)、断熱材等(レベル2)、成形板等(レベル3)の有無を確認します。

事前調査の方法

設計図書等による書面調査 アスベスト含有建材データベース
<https://www.asbestos-database.jp/>

→ 使用されている建材の種類や製造年等を確認

現地における目視調査

→ 必ず現場で設計図書等と異なる点や他に疑わしい建材がないかなどを確認

書面調査及び目視調査ではアスベストを含有していないと認定できない場合
※ 設計や書面調査等ではアスベスト含有の有無を確認できない。

建材の分析による調査(分析調査)

→ アスベスト含有の有無を判定する最も確実な方法
※ 調査を委託し、アスベスト測定士等として実施する方法もあります。

事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。
発注者等(10月分から以下に該当する者)による事前調査が義務化されました!
 ◎ 発注者とは、アスベスト含有建材の取扱いを完了した者
 (一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。)
 ◎ 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
 (令和5年9月までに登録された者)

解体する建物の石綿調査が義務化されました

東京都環境局より

令和3年4月より施行されました。令和5年10月からは、有資格者の事前調査が必要となります。詳細は↓のQRコードから東京都のサイトをご確認下さい。



持続可能な開発目標（SDGS）に対して、当社では下記の取り組みを行っております。

令和4年1月現在

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



工場の電力について

当社の八王子工場で使用する電力を「環境負荷の低い大型天然ガス発電所や再生可能エネルギーで発電した電力を使用しております。

12 つくる責任
つかう責任



産業廃棄物のリサイクルについて

当社が取り扱う産業廃棄物（解体工事・産廃委託処理）の再生処理に努めております。現在、石綿含有産業廃棄物（アスベスト）を除くすべての廃棄物を、産業廃棄物の再生を行う中間処分場へ搬出しております。

アクアホーム社長の独り言



明けましておめでとうございます。

仕事初めは毎年「深大寺」に行きます。今年で17回目になりましたが、御祈願に参拝すると、毎年新鮮なキモチになれる。

おみくじは「吉」でした！
本年も皆様の変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 安保 貴史